

松本清張の法廷ミステリー研究

孫, 平

<https://hdl.handle.net/2324/5068283>

出版情報 : Kyushu University, 2022, 博士 (学術), 課程博士

バージョン :

権利関係 : Public access to the fulltext file is restricted for unavoidable reason (3)

氏名	孫平	
論文名	松本清張の法廷ミステリー研究	
論文調査委員	主査	九州大学教授 松本 常彦
	副査	九州大学教授 波瀾 剛
	副査	九州大学准教授 杉山 あかし
	副査	ノートルダム清心女子大学名誉教授 綾目 広治
	副査	福岡教育大学教授 久保田 裕子

論文審査の結果の要旨

本論文は、松本清張が法や裁判に取材した作品を法廷ミステリーとしてジャンル化し、清張の作品史における位置づけ、法や裁判事件に関する同時代言説やメディア報道との関係、創作における女性の焦点化などについて検討したものである。

論文の構成は、序章、本論（三部六章）、終章から成り、付録として「松本清張の裁判事件に関する評論、対談、記事一覧」と「松本清張の法や裁判を描く作品一覧表」が付されている。

序章は、松本清張研究の概要と従来の主要な研究テーマを確認し、法廷ミステリーという問題設定の背景と本論各章の概要が説明されている。

第一章は、『松本清張ジャンル別作品集』（双葉社、2016）の部立ての一つに法廷ミステリーが採用されたことを踏まえ、そのジャンル化の有効性を検討している。それにより、清張の法廷ミステリーが、①「法律の条文を素材とする」もの、②「現実の事件を中核にする」もの、③「裁判をめぐる偽証、自白、冤罪の構造などの問題を問う」ものの三つに大別され、創作時期が1950年代後半から60年代に集中し、掲載誌や作品のスタイルが多様であることを確認している。また松川裁判に関係した広津和郎と比較し、清張の法廷ミステリーの基礎的性格や方法の特色が「周辺の考察」にあるとして、「一年半待て」、「上申書」、「証言の森」、「奇妙な被告」、「証言」などを検討している。

第二章は、法廷ミステリー第一作は「一年半待て」（1957）であるとし、その執筆時期が社会派推理小説ブームを起こした「点と線」と「眼の壁」の連載時期に重なることに注目する。また、掲載誌が「週刊朝日」で同誌の当時の論調に注目しつつ、女性という問題の焦点化について検討している。具体的には、主人公の須村さと子の人物造形について、戦後社会における男女格差の実態、同時代に喧伝されていた「第一次主婦論争」の摂取のされ方、掲載誌の問題意識への対応などから検討している。その検討により、同作が、戦後社会の女性の現実を描き、「社会派」と呼ばれる要素を含むこと、清張の作品史における歴史物から現代物への転換点となることを明らかにしている。

第三章は、「霧の旗」（1959）について、第二章と同じように、主人公の女性の人物造形に注目し、同作の掲載メディアや同時代言説との関係から分析している。具体的には、同作が、掲載誌『婦人公論』における姦通問題に関する論調や三島由紀夫「美德のよろめき」（1957）以後の「よろめき」ブームを意識した創作になっていることを明らかにしている。また、冤罪により獄死した兄の復讐をする主人公の女性や復讐相手の弁護士の愛人である女性を通じて、同作が、戦後社会の新しい女性像と女性問題を内包した社会派的要素を持つ法廷ミステリーであることを指摘している。

第四章は、「霧の旗」作中の殺人事件が、いずれも冤罪と関係する点に注目し、冤罪報道の史的文脈や同時代言説との関係から検討している。具体的には、創作と受容の背景に「国民的な裁判批判

の運動」や「大衆的裁判批判の動き」また伊藤整の「チャタレイ裁判」や澁澤龍彦の「サド裁判」などの動向があるとし、作中の記述と現実の事件についての言説が相補的な関係になることで、読者による「霧の旗」受容が裁判の疑似体験の場として機能することなどを指摘している。

第五章は、「疑惑」(1982)について、作品の素材となった別府三億円保険金殺人事件とその報道とを対比検討することで、作意を考察している。素材となった事件では、被告の中年男性の言動がメディアで広く紹介されたのに対し、小説では被告を女性として設定し、その直接的な発言や内面描写が記されない点に注目し、作中の「悪女」の造形が「犯罪実話」を求めるメディアの潜在的な欲望の投影になっていると指摘し、そうした主人公の女性の造形を人々の「心証」を引き受ける直接的に語らない主体の問題として捉え直している。

第六章は、「証言の森」(1967)について、作品の素材となった戦前の「巣鴨若妻殺し」事件とその報道とを対比検討することで、作意を考察している。具体的には、素材の事件とは全く関係がない戦時下の場を描いた作品後半の設定に注目し、事件についての有力な新証言が、戦時下の状況下で無視され、その真相を知っている可能性がある人物を戦死させることで事件が闇に葬られる構造を問題化している。素材の改変と後半の設定の付加には、日常の中の一人の死がメディア報道で大々的に報じられる状況と多数の人間が死の理由や背景が不問にされたまま戦死として扱われる戦時下の状況とを結びつける機能があり、しばしば現実の事件に取材する法廷ミステリーが、共同体の記憶と深く関係することを指摘している。また、同作のように、真相が宙吊りのまま結ばれる法廷ミステリーでは、その余白が「解釈の余地」を派生させる機能として計算されていると指摘している。

終章は、本論各章の検討を通じて浮上した問題を指摘する。具体的には、一般的なミステリーにおいては結末で事件の真相が明らかになるのに対し、清張の法廷ミステリーでは、「終わらない結末」の要素が濃いことを指摘する。それは、本論文でも第六章で具体的に問題化しているが、それ以前の章で論じた作品も例外なく同じ性格を有しており、そうした特色は、法廷で問題になる事件には、裁判による解決だけでは解決にならない複合的な要素が潜在しており、清張は、そうした複合的な要素の示唆を企図していたと指摘している。その上で、あらためて各章で得られた考察の結果を確認している。また、今後の課題として、より網羅的な検討、同時代の他の作家の法廷ミステリーとの対比検討、法廷事件に関するノンフィクション作品との対比検討などがあることを提示している。末尾には、参考文献一覧のほか、「松本清張の裁判事件に関する評論、対談、記事一覧」と「松本清張の法や裁判を描く作品一覧表」が付されている。

本論文は、上記の検討を通じて、清張の法廷ミステリーの展開、社会派推理小説との関係、「周辺の考察」という方法上の特色、女性の焦点化という問題の背景、メディア言説の受容、メディア言説との相補的な関係性、法廷ミステリーに通有する末尾の余白の機能などを解明している。それにより、松本清張の法廷ミステリーというジャンルの輪郭を描き出し、こうしたジャンル化による分析の有効性を提示している。

以上、論文の内容および論文の意義から、委員全員一致で地球社会統合科学府の博士(学術)の学位に値すると判断した。